

令和4年度における東日本大震災に伴う 前払金の特例について お知らせ

東日本大震災により被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災からの復旧・復興に向けて、国が発注する工事（業務委託も含む）の円滑な施工を確保するために、令和4年度においても一部内容を変更のうえ引き続き前払金の特例が措置されました。

特例の内容は以下のとおりです。

○国の場合

1. 特例の主な内容

前 払 金	中 間 前 払 金
【工事】 割合： 契約金額の 4.5割 以内（※1） 要件： 契約金額 300万円以上	【工事】 割合： 契約金額の 2割以内 要件： 契約金額 300万円以上
【設計又は調査】 割合： 契約金額の 3.5割 以内（※2） 要件： 契約金額 300万円以上	—
【測量】 割合： 契約金額の 3.5割 以内（※2） 要件： 契約金額 200万円以上	—
【機械類の製造】 割合： 契約金額の 3.5割 以内（※2） 要件： 契約金額 3,000万円以上で 納入までの期間が3ヶ月以上	—

※1. 過年度契約締結分については「契約金額の5割以内」

※2. 過年度契約締結分については「契約金額の4割以内」

2. 特例の対象となる工事

令和4年度においても、引き続き**工事場所が岩手県、宮城県及び福島県である工事**とされました。

【参考】 [国土交通省 プレスリリース](#)

○地方公共団体の場合

地方公共団体の特例については、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都の区域は除く。）の区域が特例の対象となります。

なお、その対応は各地方公共団体により異なりますので、詳しくは[弊社営業部・支店](#)までお問合せください。